



自己負担を軽減！ 「高額介護合算療養費」



「医療」と「介護」の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。8月から翌年7月末までの1年間で、同じ世帯の被保険者が「医療」・「介護サービス」を利用し、自己負担額の合計(医療+介護)が下記の表の基準額(限度額)を超えた場合、申請をすると超えた額が高額介護合算療

養費として、医療保険および介護保険から支給されます。

※国民健康保険・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象になりません。

※支給額が500円以下の場合には支給されません。

□70歳から74歳までの国民健康保険加入世帯と後期高齢者医療加入世帯

所得区分		国民健康保険+介護保険 (70歳~74歳)	後期高齢者医療+介護保険
現役並み所得者Ⅲ		212万円	212万円
現役並み所得者Ⅱ		141万円	141万円
現役並み所得者Ⅰ		67万円	67万円
一般 (Ⅰ・Ⅱ)		56万円	56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ※1	31万円	31万円
	区分Ⅰ※2	19万円	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみ)の場合、その受給額が80万円以下)または、老齢福祉年金を受給している方

□70歳未満を含む世帯

所得区分	国民健康保険+介護保険 (70歳未満を含む世帯)
ア)901万円超	212万円
イ)600万円~901万円以下	141万円
ウ)210万円~600万円以下	67万円
エ)210万円以下	60万円
オ)住民税非課税	34万円

●申請手続き

令和4年度分(令和4年8月1日~令和5年7月31日)の期間で、支給対象となる方には申請のご案内をします。

●お願い

医療保険(後期高齢者医療含む)では、所得状況により負担区分が決まりますので、収入のある無しにかかわらず市役所税務課にて収入の申告を行なってください。

□国保特定健診・後期高齢者健診のお知らせ□

健診をまだ受けられていない方へ

令和5年度の受診券の有効期限は、令和6年3月31日(日)です。次の医療機関で無料で受診できますので、ご希望の方は各医療機関にお申し込みください。

- あかびら市立病院
- 勤医協芦別平和診療所
- 佐々木内科クリニック
- 滝川市立病院
- 平岸病院
- おおい内科クリニック

健診受けてまだごみ袋を受け取っていない方へ

~ごみ袋の受け取りは5月末までです~

受診後、医療機関から送られてくる健診結果表を市役所1階の医療保険係へお持ちいただいた方に、燃やせるごみ袋(20リットル×10枚)をプレゼントしています。令和5年度分については令和6年5月末までとなっていますので、まだお受け取りになっていない方はお早めにお越しください。

こんにちは 地域包括支援センター です！

認知症と共生する まちづくりをめざして No. 5

認知症の人だからと、これまでの付き合いを基本的に変える必要はありませんが、接するときは正しい理解に基づく対応が必要になります。

具体的な対応の7つのポイント

① まずは見守る

認知症と思われる人に気づいたら、まずはさりげなく様子をうかがいましょう。いきなり近づいたりシロジロ見たりするのは禁物です。

② 余裕を持って対応する

こちらが戸惑ったり焦ったりすると、相手にも伝わって動揺させてしまいます。落ち着いて自然な笑顔で対応しましょう。

③ 声をかけるときは1人で

たくさんの人で取り囲むと恐怖心をあおってしまいます。できるだけ1人で声をかけましょう。

④ 後ろから声をかけない

急な声かけや、特に背後からの声かけは相手を混乱させます。相手の視界に入ったところで声をかけましょう。

⑤ やさしい口調で

相手と目線を合わせ、やさしい口調で語りかけましょう。



⑥ おだやかに、はっきりした話し方で

高齢者は耳が聞こえにくい人が多いので、ゆっくり、はっきりと話すようにします。早口や大声でまくしたててはいけません。

⑦ 相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

いっぺんに多くのことを質問しないように気をつけましょう。結論を急いだり、先回りをしたりせず、相手の言葉を聴き、ゆっくりとした対応を心がけましょう。

問合せ 地域包括支援センター ☎32-0661



information 市税等収納向上

問合せ
納税係 ☎32-2219

相続についての無料相談会

1月25日に市役所にて、法務局職員・公証人による相続についての無料相談会が行なわれましたが、1日のみのため参加できなかった方もいらっしゃると思います。

市役所納税係で相続登記について随時、相談を受け付けていますのでお気軽にお問い合わせください。

札幌法務局滝川支局でも相続登記についてご相談を受け付けています。(要予約)

問合せ 札幌法務局滝川支局 ☎23-2330

□今月の納税 納期限 2月29日(木)まで

税目	期	相談窓口
国民健康保険税	第8期	市民生活課 国保賦課徴収係 ☎32-2214
後期高齢者医療保険料		
介護保険料	第6期	介護健康推進課 介護保険係 ☎32-2217

介護保険料の滞納に注意！

期間に応じて保険給付が制限されます

問合せ 介護保健係 ☎32-2217

滞納期間別の制限内容	制限内容
1年以上	費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分(費用の9割または8割または7割)が支払われる形となります。
1年6カ月以上	費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと、滞納していた保険料と相殺されます。
2年以上	利用者負担が1割または2割から3割(元々3割の方は4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。



※滞納が2年以上続くと、介護保険料を遡って納めることができなくなりますのでご注意ください。